

宮古公共職業安定所発表
令和8年9月8日（火）

担 当	宮古公共職業安定所
	所 長 宮里 憲市
	統括職業指導官 山城 究
	電 話 0980-72-3329

宮古島商工会議所に障害者の雇用促進を要請

～ 宮古島市及び宮古公共職業安定所が要請 ～

令和7年6月1日現在の宮古地区の障害者の雇用状況については、実雇用率が2.96%と法定雇用率の2.5%を上回る状況となっております。また、法定雇用率を達成している企業の割合については、70.8%と県全体の57.7%を上回っており、県内において高い水準となっております。しかしながら、宮古地区の障害者の実雇用率2.96%については、県全体の3.27%を下回っている状況です。

令和6年度以降、法定雇用率が段階的に引き上げられており、令和6年4月からは法定雇用率が2.3%から2.5%に引き上げられ、対象事業主の範囲が従業員数43.5人以上から40.0人以上となりました。また、令和8年7月からは法定雇用率が2.5%から2.7%に引き上げられ、対象事業主の範囲が従業員数40.0人以上から37.5人以上となります。宮古地区の事業主につきましても、新しい法定雇用率に基づいた障害者雇用の推進が求められます。

宮古島市及び宮古公共職業安定所においては、各関係機関と連携し、障害者の雇用促進に取り組んでいるところですが、それを推し進めるためには、事業主の皆様の御理解と、より一層の取組が重要となってまいります。

そのため、下記のとおり、宮古島市及び宮古公共職業安定所が、宮古島商工会議所に対して障害者の雇用促進を要請しました。

記

- 1 日 時 令和8年9月8日（火） 13時30分～14時00分
- 2 場 所 宮古島商工会議所（宮古島市平良字西里240-2 琉銀ビル3F）
- 3 被要請者 宮古島商工会議所会頭
- 4 要 請 者 宮古島市長及び宮古公共職業安定所長

宮古島市及び宮古公共職業安定所から、宮古島商工会議所に対して 障害者の雇用促進を要請

日 時：令和8年9月8日（火） 13時30分～14時00分

場 所：宮古島商工会議所

砂川宮古島市副市長(写真右から2人目)と宮里宮古公共職業安定所長（写真右から1人目）から、
根路銘宮古島商工会議所会頭（写真左から1人目）へ要請



（写真左から）下里宮古島商工会議所事務局長、根路銘宮古島商工会議所会頭、
砂川宮古島市副市長、宮里宮古公共職業安定所長、守武宮古島市福祉部長



要 請 書

宮古島商工会議所

会頭 根路銘 康文 殿

障害者の雇用促進について

障害者の雇用の促進につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

令和7年6月1日現在の宮古地区の障害者の雇用状況については、実雇用率が2.96%と法定雇用率の2.5%を上回る状況となっております。また、法定雇用率を達成している企業の割合については、70.8%と県全体の57.7%を上回っており、県内において高い水準となっております。しかしながら、宮古地区の障害者の実雇用率2.96%については、県全体の3.27%を下回っている状況です。

令和6年度以降、法定雇用率が段階的に引き上げられており、令和6年4月からは法定雇用率が2.3%から2.5%に引き上げられ、対象事業主の範囲が従業員数43.5人以上から40.0人以上となりました。また、令和8年7月からは法定雇用率が2.5%から2.7%に引き上げられ、対象事業主の範囲が従業員数40.0人以上から37.5人以上と定められております。宮古地区の事業主につきましても、新しい法定雇用率に基づいた障害者雇用の推進が求められます。

宮古島市及び宮古公共職業安定所においては、各関係機関と連携し、障害者の雇用促進に取り組んでいるところですが、それを推し進めるためには、事業主の皆様の御理解と、より一層の取組が重要となっております。

つきましては、貴会議所におかれましても、傘下事業主に対して、障害のある方の雇用維持はもとより、雇用機会の拡大に向けた一層の働きかけについて、特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年9月8日

宮 古 島 市 長 嘉 数



宮古公共職業安定所長 宮 里 憲 市

